財務省共済組合定款の一部変更について

財務省共済組合定款（平成12年12月20日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年３月31日

財務省共済組合代表者
財務大臣　片山さつき

第29条第１項中「及び第４号」を「、第３号及び第５号」に改める。

第29条第１項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	45.86/1,000	1.03/1,000	7.54/1,000	1.15/1,000	45.86/1,000	1.03/1,000	7.54/1,000	1.15/1,000
短期組合員	45.86/1,000	1.03/1,000	7.54/1,000	1.15/1,000	45.86/1,000	1.03/1,000	7.54/1,000	1.15/1,000
船員組合員	44.37/1,000	1.03/1,000	7.54/1,000	1.15/1,000	47.35/1,000	1.03/1,000	7.54/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	91.72/1,000	2.06/1,000	15.08/1,000	2.30/1,000				

第29条第２項の表を次のように改める。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	45.86/1,000	1.03/1,000	7.54/1,000	1.15/1,000
船員組合員	47.35/1,000	1.03/1,000	7.54/1,000	1.15/1,000

第29条第３項中「2.05/1,000」を「1.76/1,000」に、「44.24/1,000」を「44.37/1,000」に、「47.48/1,000」を「47.35/1,000」に改める。

第29条第５項中「第３号」を「第４号」に改める。

附　則

１　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

２　変更後の第29条第１項から第３項までの規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和８年５月28日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
近畿自動車道名古屋神戸線	滋賀県甲賀市信楽町黄瀬から滋賀県大津市上田上桐生町まで	改築工事	令和８年５月29日